

審査基準（公表用）

様式第3号
健康福祉部 薬務課

法令名	薬事法の一部を改正する法律		法令番号	平成18年法律第69号	
手続名	既存配置販売業の品目指定		根拠条項	附則第13条第1項に基づく旧薬事法第30条第1項	
審査基準	<p>1 医薬品ごとに 配置販売品目指定基準（昭和36年2月1日厚生省令第16号）に適合すること。</p> <p>2 内服液剤については、分割服用するものでないこと。</p>				
	<p>台帳収載品目一括指定の場合あるいは個別指定3品目まで15日 1品目増す毎に3日</p>				
受付 機関	薬務課	処理 機関	薬務課	交付 機関	薬務課
				標準処理期間 上記 のとおり	目次
				標準経由期間 日	
					47